

水戸基発 1006 第 2 号
令和 4 年 10 月 6 日

各団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

交通事故による死亡災害防止の徹底について（協力要請）

日頃より、労働災害防止対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、管内における死亡災害は、9月末現在で9件発生しており、前年と比較して5件の増加となっています。今年の特徴として、死亡災害の内3件が交通事故によるものであり、対向車線へのはみ出しによる正面衝突が2件、走行車線での横転が1件発生しています。

こうした状況を鑑み、当署では、同種災害の防止対策を徹底するため、関係者に対する啓発用のリーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含めた対策について、傘下会員に対する指導、啓発等に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底

交通労働災害防止のためのガイドラインに基づいて、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間の管理及び走行管理等を実施し、関係労働者に対する安全管理を行うこと。

(担当) 安全衛生課
TEL 029-277-7916
(ダイヤルイン)